

6 議 事

(1) 一般廃棄物処理施設の処理手数料及び公の施設の利用料金の改定について

1 対象施設の概要について

(1) 鳥取県東部環境クリーンセンター

鳥取県東部環境クリーンセンターは、平成9年4月に供用開始し、不燃ごみの資源回収施設と最終処分場を管理運営している施設です。うち、維持管理の一部を（公財）鳥取県東部環境管理公社に管理委託しています。

また、この施設内には、リサイクル啓発施設である「リファーレンいなば」も設置しています。管理運営は（公財）鳥取県東部環境管理公社を指定管理者として指定し、行っています。指定期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間としています。



鳥取県東部環境クリーンセンター（手前側はリファーレンいなば）



最終処分場

<施設概要>

所在地	鳥取市伏野 2 2 2 0 番地	
供用開始	平成 9 年 4 月	
施設内容	<p><資源回収施設> 鳥取県東部環境クリーンセンター 処理能力80t/日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみ：33t/日 ・プラスチックごみ：17t/日 ・大型ごみ：20t/日 ・小型ごみ：10t/日 <p>ペットボトル等リサイクルセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品トレイ(白色)：0.65t/日 ・ペットボトル：3.6t/日 	<p><最終処分場></p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋立容量：486,000m³ ・埋立面積：約3.5ha ・埋立年数：34年(計画変更) ・埋立地タイプ 準好気管理型最終処分場

リファーレンいなば(リサイクル啓発施設)

<施設概要>

所在地	鳥取市伏野 2 2 2 0 番地(環境クリーンセンター内)
供用開始	平成 9 年 4 月
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル研修(研修室、大小会議室) ・リサイクル体験(工作室、工房、ファクトリー) ・リサイクル情報(ホームページ、広報誌) ・再生品の提供(展示コーナー)
利用者数	H27 12,802人、H28 11,497人、H29 11,103人 H30 12,277人、R 1 9,553人

(2) 因幡霊場

因幡霊場は、平成 1 0 年 4 月に開設した火葬場です。

本施設の運営は、平成 1 8 年度から指定管理者制度を導入し、現在は(公財)鳥取県東部環境管理公社を指定管理者として指定し、管理運営を行っています。指定期間は、令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間としています。



因幡霊場

<施設概要>

所在地	鳥取市八坂392番地7
供用開始	平成10年4月
敷地面積	21,000m ²
建築構造	鉄筋コンクリート2階・一部鉄骨造
主要設備	火葬炉7基／動物炉1基／告別室2室／収骨室2室／ 待合室7室（和室4、洋室3）／喫茶・売店
火葬件数	H27 3,974件、H28 4,005件、H29 4,076件 H30 4,048件、R1 4,277件

(3) 白兔グラウンド・ゴルフ場

白兔グラウンド・ゴルフ場は、埋め立てが完了した旧末恒不燃物処分場の跡地利用を目的として平成12年8月にオープンしたグラウンド・ゴルフ場です。

本施設の運営は、平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在は（公財）鳥取県東部環境管理公社を指定管理者として指定し、管理運営を行っています。指定期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間としています。



白兔グラウンド・ゴルフ場

<施設概要>

所在地	鳥取市伏野（旧末恒不燃物処分場跡地）
供用開始	平成12年8月
敷地面積	28,000m ²
施設内容	・3コース（24ホール） ・多目的広場 ・管理棟 ・休憩棟（平成24年3月設置） ・駐車場100台
利用者数	H27 31,552人、H28 31,033人、H29 28,965人 H30 27,328人、R1 27,864人

（社）日本グラウンド・ゴルフ協会「認定コース証」交付（平成12年3月）

2 処理手数料等について

(1) 一般廃棄物（不燃ごみ）の処理手数料

一般廃棄物（不燃ごみ）の処理手数料とは、住民の方が環境クリーンセンターに直接不燃ごみを持込まれたときに徴収する料金です。

①料金改定の経過（P. 13参照）

不燃物の処理原価は、維持管理費並びに償還元金及び償還利子から構成されています。

平成17年度の審議会でごみの減量化及びプラスチックごみの再資源化等による埋め立て量の減少により、鳥取県東部環境クリーンセンターの供用期間を15年間から25年間に延長することが可能との判断から、単年度の1t当たりの処理原価の減額が見込まれたため、維持管理費に加えて償還元金及び償還利子も100%算入とすることとしました。

②現行料金

区分	H27～
処理手数料	370円/10kg

OH29審議会での料金設定の考え方

区分		金額	算出方法
支出	維持管理費	399,300千円	H30～R2年度見込額の平均
	償還元金	145,135千円	25年償還
	償還利子	50,705千円	25年償還
	小計	595,140千円	
収入	有価物売払収入	59,500千円	H30～R2年度見込額の平均
	再商品化合理化 拠出金	8,500千円	H30～R2年度見込額の平均
	小計	68,000千円	
支出－収入		527,140千円	

※搬入量 13,915 t = H30～R2年度見込の平均

$$527,140千円 \div 13,915t \div 10kg = 37.8千円/t \div 10kg = \boxed{378円/10kg}$$

※上記結果に基づき、10kgあたりの料金は370円となりました。

③検証

区 分		金 額	算 出 方 法
支 出	維持管理費	423,764千円	H30～R1実績、R2見込額の平均
	償還元金	145,135千円	25年償還
	償還利子	50,705千円	25年償還
	小計	619,604千円	
収 入	有価物売払収入	57,535千円	H30～R1実績、R2見込額の平均
	再商品化合理化 抛出金	14千円	H30～R1実績、R2見込額の平均
	小計	57,549千円	
支出－収入		562,055千円	

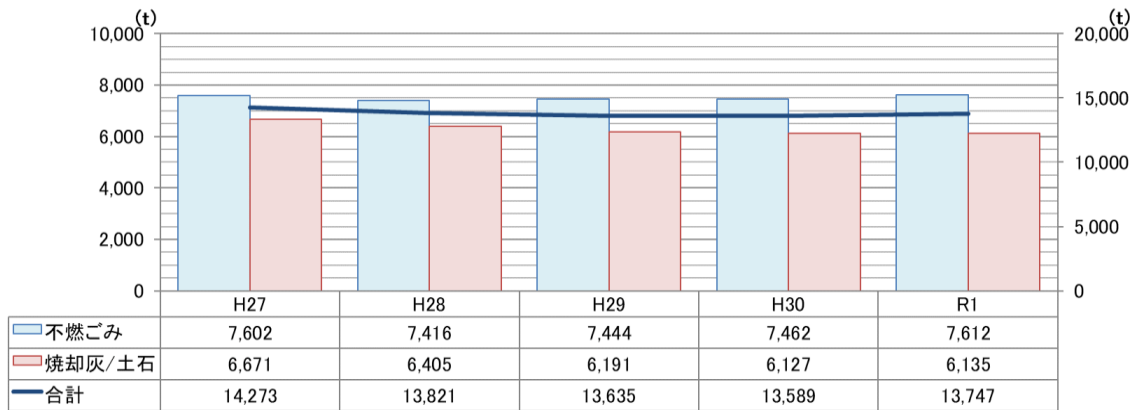
※搬入量 13,754t＝ H30～R1実績、R2見込の平均

$$562,055千円 \div 13,754t \doteq 40.8千円/t \doteq \boxed{408円/10kg}$$

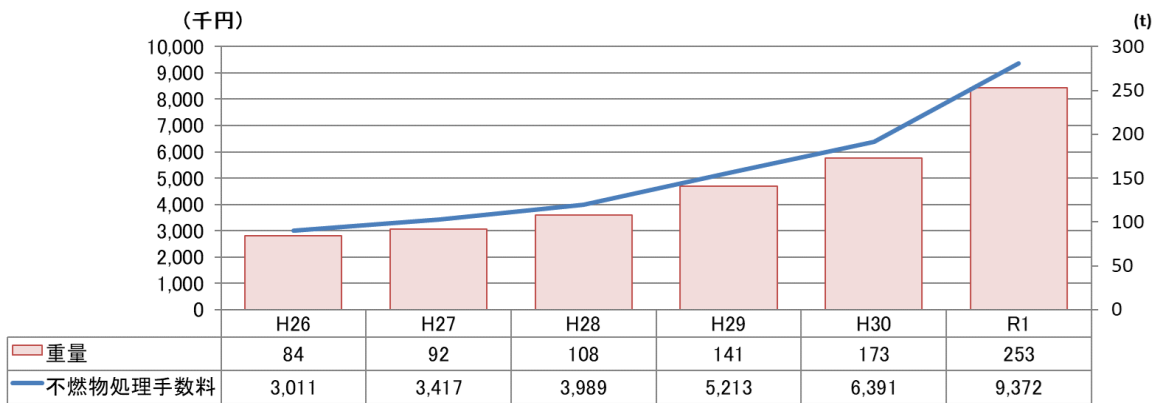
※参考＜財源内訳＞

区 分	金 額	構成比率
市町負担金	337,427千円	79.5%
有価物売払収入	57,535千円	13.6%
再商品化合理化抛出金	14千円	0.0%
<u>不燃物処理手数料</u>	<u>9,127千円</u>	<u>2.2%</u>
その他収入	20,000千円	4.7%
計	423,764千円	100.0%

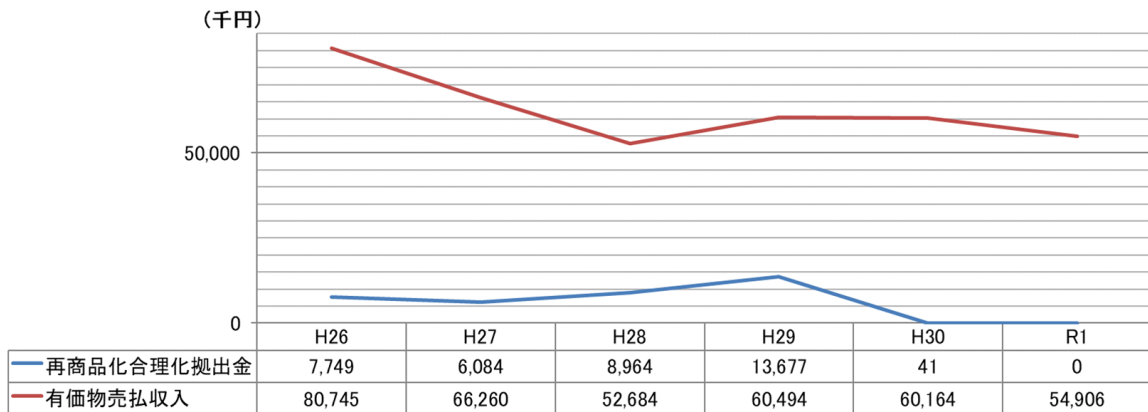
④不燃物搬入量の推移



⑤不燃物処理手数料収入の推移



⑥有価物売払収入と再商品合理化拠出金の推移



(2) 因幡霊場の利用料金

①料金改定の経過 (P. 13参照)

因幡霊場は、人生の過程で必ず必要となる施設であり、住民にとって代替となる施設もなく、極めて公共性が高い施設であることから、施設経費の一部を公費負担してきたところです。

平成20年度の審議会では、利用者数に比例しない施設整備費（償還元金及び償還利子）は公費負担とし、利用者数に比例して増減する維持管理費については、その一部を利用者負担とする考え方に基づいて答申がなされました。

具体的には、東部広域の構成市町の住民が利用する場合、維持管理費の全額負担を前提としつつ、従前の負担額は維持管理費の70%相当額であったことから、激変緩和等を考慮し、負担率を80%相当とするというものでした。加入市町以外の住民については、維持管理費並びに償還元金及び償還利子の全額を負担していただくこととしました。

また、平成26年度の審議会で、試算を行ったところ、加入市町の住民に係る利用料金は現行より一部増額となり、加入市町以外の住民に係る利用料金は現行と同様になりましたが、景気の状態、消費税増税などを理由に加入市町の住民の利用料金は据え置くこととしました。ただし、人体の一部及び畜類については税法上課税対象となるため、応分の引き上げを行いました。

平成29年度の審議会では、同様の試算を行ったところ加入市町以外の大人料金が下がったため、引き下げを行いました。

②現行料金

区分	単位	H30～		
		加入市町の住民	加入市町外の住民	
人 体	大人	1体につき	25,000円	57,000円
	小人	1件につき	16,000円	37,000円
	死胎	1胎につき	16,000円	37,000円
	改葬	1件につき	16,000円	37,000円
人体の一部等	1件につき	19,440円	45,360円	
畜類	1頭につき	19,440円	45,360円	

○H29審議会での料金設定の考え方

区 分	金 額	算 出 方 法	原価/件
維持管理費	118,300千円	H30～R2年度見込額の平均	32,278円
償還元金	80,793千円	25年償還	22,044円
償還利子	10,488千円	25年償還	2,862円
計	209,581千円		57,184円

※火葬件数 3,665件 = H30～R2年度見込の平均 × 賦課割合係数

※賦課割合係数 … 大人1.0に対して小人、死胎、改葬は0.65、汚物、畜類は0.75で算定

総原価 57,184円	維持管理費の原価	:	32,278円
加入市町住民負担額(維持管理費の80%)	:	25,822円	(大人)
加入市町外住民負担額(総原価の100%)	:	57,184円	(大人)

③検証

区 分	金 額	算 出 方 法	原価/件
維持管理費	123,400千円	H30～R1実績、R2見込平均	32,525円
償還元金	80,793千円	25年償還	21,295円
償還利子	10,488千円	25年償還	2,764円
計	214,681千円		56,584円

※火葬件数 3,794件 = H30～R1実績、R2見込の平均 × 賦課割合係数

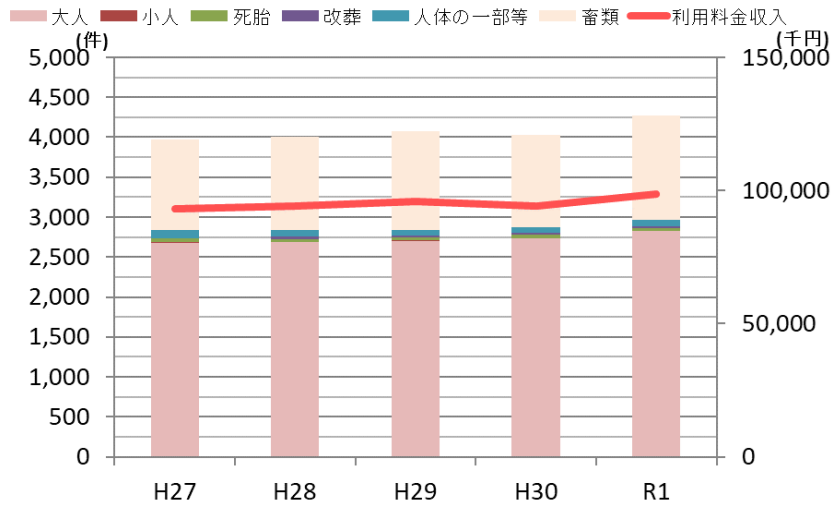
総原価 56,584円	維持管理費の原価	:	32,525円
加入市町住民負担額(維持管理費の80%)	:	26,020円	(大人)
加入市町外住民負担額(総原価の100%)	:	56,584円	(大人)

※参考<財源内訳>

区 分	金 額	構成比率
利用料金収入	97,327千円	78.9%
その他収入	26,073千円	21.1%
計	123,400千円	100.0%

※H30～R2平均

④火葬件数及び利用料金の推移



<平成27年度>

	大人	小人	死胎	改葬	人体の一部等	畜類	合計
鳥取市	2,147	6	38	4	104	992	3,291
岩美町	165	1	1	1	0	54	222
若桜町	80	0	1	0	0	9	90
八頭町	260	0	1	0	2	68	331
小計	2,652	7	41	5	106	1,123	3,934
智頭町	2	0	0	0	0	4	6
員外	28	1	1	0	0	4	34
小計	30	1	1	0	0	8	40
合計	2,682	8	42	5	106	1,131	3,974
火葬場利用料金							93,250,560円

<平成28年度>

	大人	小人	死胎	改葬	人体の一部等	畜類	合計
鳥取市	2,127	4	32	28	75	1,001	3,267
岩美町	187	0	4	5	3	45	244
若桜町	80	0	1	0	0	11	92
八頭町	253	0	1	2	1	100	357
小計	2,647	4	38	35	79	1,157	3,960
智頭町	5	0	0	0	0	2	7
員外	31	0	3	0	1	3	38
小計	36	0	3	0	1	5	45
合計	2,683	4	41	35	80	1,162	4,005
火葬場利用料金							94,014,440円

<平成29年度>

	大人	小人	死胎	改葬	人体の一部等	畜類	合計
鳥取市	2,175	1	28	17	65	1,104	3,390
岩美町	185	3	2	3	0	44	237
若桜町	63	0	0	0	1	10	74
八頭町	240	0	1	2	1	77	321
小計	2,663	4	31	22	67	1,235	4,022
智頭町	8	0	0	0	0	5	13
員外	30	1	7	0	0	3	41
小計	38	1	7	0	0	8	54
合計	2,701	5	38	22	67	1,243	4,076
火葬場利用料金							95,741,680円

<平成30年度>

	大人	小人	死胎	改葬	人体の一部等	畜類	合計
鳥取市	2,226	3	34	14	68	1,036	3,381
岩美町	158	0	0	7	1	41	207
若桜町	68	0	0	0	1	1	70
八頭町	240	0	3	0	3	73	319
小計	2,692	3	37	21	73	1,151	3,977
智頭町	8	0	2	0	0	3	13
員外	35	0	4	0	0	4	43
小計	43	0	6	0	0	7	56
合計	2,735	3	43	21	73	1,158	4,033
火葬場利用料金							94,267,928円

<令和元年度>

	大人	小人	死胎	改葬	人体の一部等	畜類	合計
鳥取市	2,142	2	31	11	71	1,158	3,415
岩美町	189	0	2	8	2	53	254
智頭町	103	0	0	0	0	9	112
若桜町	77	0	0	0	0	10	87
八頭町	278	0	3	1	3	76	361
小計	2,789	2	36	20	76	1,306	4,229
員外	39	0	1	0	0	8	48
小計	39	0	1	0	0	8	48
合計	2,828	2	37	20	76	1,314	4,277
火葬場利用料金							98,844,748円

(3) 白兔グラウンド・ゴルフ場の利用料金

①料金改定の経過 (P. 13参照)

白兔グラウンド・ゴルフ場は、旧末恒不燃物処分場(最終処分場)の跡地を有効に利用することを目的に、地元住民等で構成する跡地利用検討委員会からの要望等も踏まえ設置した施設であり、営利目的の施設ではありません。

また、年間約3万人弱の利用客の大半を占める高齢者等住民の健康増進施設としての位置付けとしているため、利用料金の一部を公費で負担することが必要であるとの考えのもと、平成11年当時の県内唯一のグラウンド・ゴルフ場であった「潮風の丘とまり」(湯梨浜町)の料金を参考にして、条例料金を設定しました。

施設の運営を平成12年8月から(財)鳥取県東部環境管理公社に委託することに伴い、同年3月に鳥取県グラウンド・ゴルフ協会及び鳥取県東部市町村グラウンド・ゴルフ協会と意見交換を行い、現在までの利用料金区分(個人・団体・障害者等の減免等)を採用してきました。

平成26年度の審議会では最終処分場跡地の再利用を図るとともに、高齢者の生きがいや健康増進の一翼を担う施設であり、多くの人に利用してもらうことが必要であること及び近隣の施設とのバランスも考慮し、条例料金を据え置くこととしました。

また、平成29年度の審議会でも同様の理由により利用料金は据え置きとしました。

②現行料金

区 分		東部広域条例	指定管理者
個人	子ども	300円	200円
	大人	500円	400円
団体	子ども	240円	150円
	大人	400円	350円
多目的広場		1,000円	1,000円
用具		100円	100円

※指定管理者の団体料金については、東部圏域住民の団体(20人以上)に適用

○H29審議会での料金設定の考え方

区 分	金 額	算 出 方 法
人件費	12,568千円	人件費等維持管理費 H30～R2年度見込額の平均
光熱水費	750千円	
委託料	1,440千円	
芝管理費	2,200千円	
その他	4,262千円	
計	21,220千円	

※利用者数 21,389人 = H30～R2年度見込の平均×賦課割合係数

※賦課割合係数 ・個人大人1.0に対して個人子ども0.5、団体大人0.875、団体子ども0.375で算定

$$21,220千円 \div 21,389人 \approx 992円/人 = \boxed{992円/人}$$

※試算結果は992円でしたが、条例料金は据え置きとなりました。

③検証

区 分	金 額	算 出 方 法
人件費	11,347千円	人件費等維持管理費 H30～R1実績、R2見込の平均
光熱水費	851千円	
委託料	1,361千円	
修繕費	881千円	
その他	5,056千円	
計	19,496千円	

※利用者数 18,988人 = H30～R1実績、R2見込の平均 × 賦課割合係数

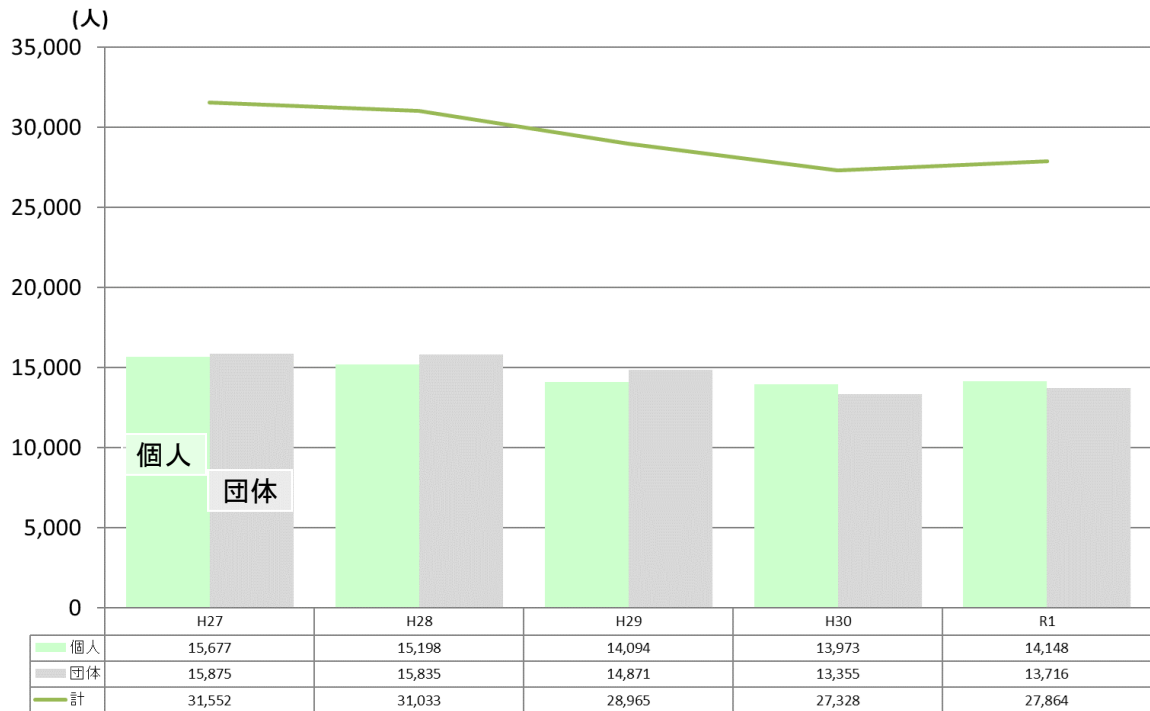
$$19,496千円 \div 18,988人 \approx \boxed{1,026円/人} \text{ (個人大人)}$$

※参考<財源内訳>

区 分	金 額	構成比率
利用料金収入	8,179千円	42.0%
その他収入	11,317千円	58.0%
計	19,496千円	100.0%

※H30～R2平均

④利用者数の推移



⑤利用料金収入の推移

